

令和 8 年度

北上市奨学生募集要項

有能な人材の育成を目的に、経済的理由により高等学校や大学等に修学困難な方に対して、返還の必要がある奨学金（借入金）を無利子で貸与します。

貸与奨学金についてよく理解したうえで、貸与を希望する方は、この要項を確認して申請してください。

また、この奨学金の返還金を減免する制度もありますのでご参考ください。

項 目	ページ
-----	-----

はじめに 知っておいてほしいこと	1
------------------	---

奨学金制度の概要について	1
--------------	---

- 1 貸与額及び貸与予定者数
- 2 貸与期間
- 3 貸与方法
- 4 どのくらい返還するのか（返還例）
- 5 返還についての留意点
- 6 他の奨学金制度との併用可能です

奨学金の申込みについて	3
-------------	---

- 1 申請資格について
- 2 連帯保証人について
- 3 申込み手続きについて
- 4 貸与決定について
- 5 貸与決定後（貸与中）の手続き
- 6 その他

申請書類一覧	6
--------	---

返還について	8
--------	---

返還減免について	10
----------	----

- 1 返還減免について
- 2 地元定住支援奨学金返還金減免制度について
- 3 保育士等奨学金返還金減免制度について

【受付期間】①令和 7 年 7 月 28 日（月）～令和 7 年 9 月 5 日（金）

②令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

【申請及びお問い合わせ先】

〒024-8501 北上市芳町 1 番 1 号

北上市教育委員会教育部総務課（本庁舎 4 階 4 番窓口）

電話：0197-72-8256（直通） F A X：0197-65-3790

E-mail：ksomu@city.kitakami.iwate.jp

【募集要項・関係書類のダウンロード】

市のホームページからできます

ホーム＞くらし・市政の情報＞子育て・教育＞教育委員会＞就学支援・奨学金



市のホームページ QR

はじめに 知っておいてほしいこと

1 あなた自身が借りるもの

貸与奨学金（借入金）は「もらう」ものではなく奨学生自身が「債務者」となり「借りる」ものです。

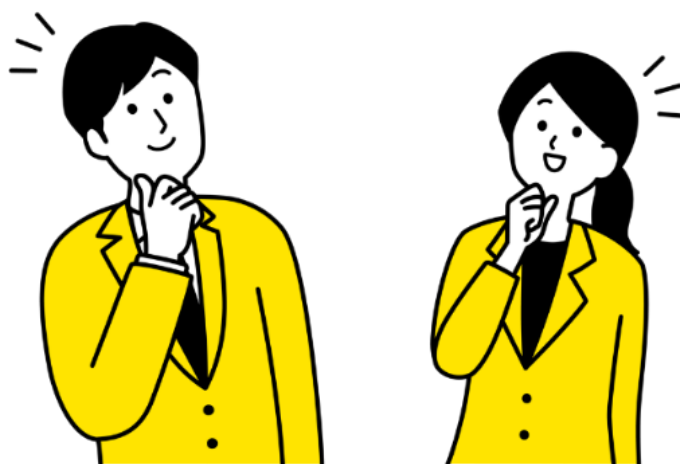
奨学生本人が、将来返還していく義務を負います。

2 進学前には振り込まれません！

奨学金は「進学前」には振り込まれません。進学・入学後に在籍が確認されてからの振込となります。

3 次の世代にリレーされるもの

奨学生が学校を卒業してから返還されるお金が、次の世代の奨学金として使われます。



奨学金制度の概要について

1 貸与額及び貸与予定者数

(1) 月額奨学金

募集区分	貸与月額	貸与予定者数
高等学校等	10,000 円	20人
大学等	30,000 円、40,000 円、50,000 円のいずれか	

(2) 入学一時金

大学等入学時に貸与を希望する場合、30万円を貸与します。

2 貸与期間

奨学生採用時から最短修学期間

(休学等により貸与を休止していた期間は除く。)

例 1 4年制大学進学時に採用の場合：4年

例 2 4年制大学2年次に採用の場合：3年

例 3 2年制専門学校進学時に採用の場合：2年

3 貸与方法

(1) 月額奨学金

毎月、半年毎、又は1年毎に奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。

振込日は、貸与月の14日（土・日及び祝祭日の場合は、直前の平日）です。

(2) 入学一時金

月額奨学金の初回振込時にあわせて貸与します。

4 他の奨学金制度との併用可能です

北上市奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構等、他の奨学金制度と併用することができます。ただし、他の制度が併用を認めていない場合がありますので、御注意ください。

奨学金の申込みについて

1 申請資格について

(1)～(4)のいずれにも該当する人が申請できます。

- (1) 保護者の住所が北上市にある人

※生徒本人の進学先・在籍校が市外・県外でも申請可能です。

- (2) 令和8年4月に次の学校に進学又は在学する人

- ①高等学校等

高等学校、専修学校高等課程、高等専門学校（1～3年）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部

- ②大学等

高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院、職業訓練校北上コンピュータ・アカデミー、産業技術短期大学等

- ③学位取得のために留学する国外の大学

※いずれも在学に伴い給与の支給を受けるものは除きます

- (3) 学資の支払いが困難である人

詳しくは12ページ「北上市奨学生選考基準 1 家計基準」を参照ください。

※下記QRコードを読み込み、算定基準額判定フォームにより判定することも可能です。

算定基準額判定フォーム

はこちらから→



- (4) 心身ともに健康で、令和7年3月に在学する学校の学業成績の評定（5段階評価）が概ね次に該当する人

- ① 進学する人 平均3.5以上

- ② 在学中の人又は他校へ編入する人 平均3.0以上

※学校からの推薦がある場合は、この基準に満たないときでも総合的に判断して貸与を決定することがあります。

※詳しくは12ページ「北上市奨学生選考基準 2 学力基準」を御参照ください。

2 連帯保証人について

申請には、次の(1)(2)各1名の連帯保証人（市税等を滞納していない方に限る。）からの同意と署名が必要です。

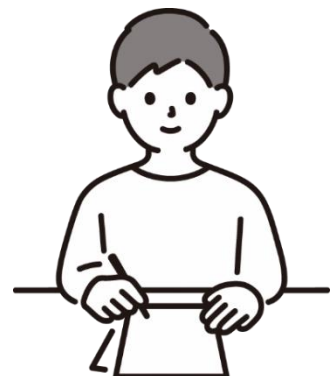
連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金返還の義務を負うことになります。
奨学生が返還できなくなった場合は、連帯保証人が奨学生に代わって返還いただきますので、ご理解のうえ申請してください。

- (1) 申請者の属する世帯の生計を維持する者で、申請者本人以外のもの（以下「保護者」という。）。ただし、保護者がいない場合又は保護者が保証人となることができない事情があると市長が認める場合にあっては、4親等以内の親族
- (2) 同居の家族以外の生計を別にしている人（以下「別生計連帯保証人」という。）で次の条件を全て満たす人
 - ①奨学金の返還に必要な資力を有する者
 - ②申請時に65歳未満の人

※やむを得ず、上記以外の人を選任しようとする場合は、事前に担当までお問い合わせください。

3 申込み手続きについて

- (1) 申請受付期間
 - ①令和7年7月28日（月）から令和7年9月5日（金）まで
 - ②令和8年2月2日（月）から令和8年2月28日（金）まで【期限厳守】受付時間：午前9時から午後5時まで。（土・日曜日、祝日は受付不可。）
※申請書類に不備がある場合は受付できませんので、余裕をもって申請してください。
- (2) 受付窓口
北上市教育委員会総務課（北上市役所本庁舎4階4番窓口）
※受付時に内容を確認しますので、本人または保護者が必ずご持参ください（郵送等不可）。
- (3) 申請書類一覧
6ページに掲載しています。



4 貸与決定について

申請者の人物、学力、保護者の収入状況による就学困難の程度などを総合的に審査し、奨学金の必要性が高いと判断された方を優先して奨学生として貸与することを決定します。

貸与の可否の決定結果は、申請者宛に①令和7年10月中旬、②令和8年3月31日までに通知します。

5 貸与決定後（貸与中）の手続き

奨学生は、毎年度末における成績証明書を提出する必要があります。

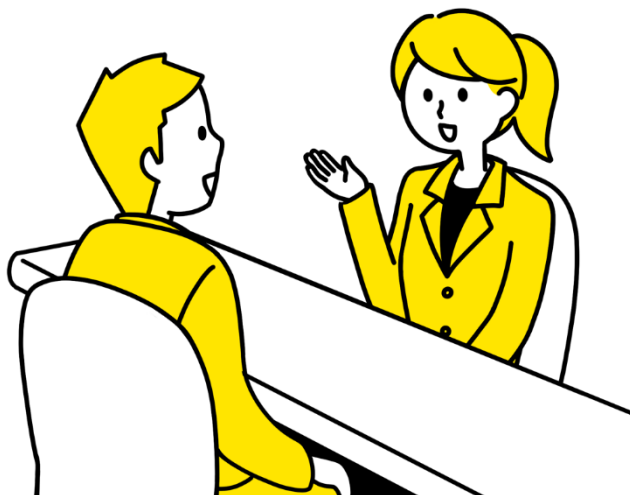
なお、成績証明書の未提出又は学業成績が不振の場合は、奨学金の貸与を取り止めることがあります。

提出時期については、毎年3月頃に通知しますので、4月上旬を目途にご提出ください。

6 その他

申請に関する個人情報については、北上市個人情報保護条例に基づき、目的外には使用せず、適正に管理、破棄を行います。また、提出された書類等は、貸与の可否に関わらず一切返却しませんので、ご了承ください。

その他不明な点、質問などがある場合は、担当までお問い合わせください。



申請書類一覧（チェックリスト付き）

以下の書類をそろえて提出してください。

		書類	備考
☐	1	奨学金貸与申請書 (様式第1号)	署名、押印（実印）が必要
☐	2	家庭状況調書 (様式第2号)	生計を一にする家族全員分を記入
☐	3	奨学生推薦書 (様式第3号)	在学中の学校または直近の卒業校に依頼
☐	4	誓約書(様式第4号)	署名、押印（実印）が必要
☐	5	同意書(様式第5号)	署名、押印（実印）が必要
☐	6	口座振込受領申出書	奨学生本人名義の口座
☐	7	振込口座通帳の写し	上記口座と一致していること
☐	8	学業成績証明書	推薦書を発行した学校に依頼 ・申請前年度末までの成績を全て記載したもの
☐	9	課税所得証明書 又は非課税所得証明書 (父母2名分(ひとり親の場合は1名分))	令和7年度分（内容は令和6年中の収入・所得）
☐	10	市税等納税証明書 (連帯保証人2名分)	北上市課税者で、様式第1号裏面の同意書に同意した場合は省略可
☐	11	印鑑登録証明書 (連帯保証人2名分)	実印登録が必要
☐	12	別生計連帯保証人の 収入に関する証明書類	源泉徴収票など (詳細は次頁7ページ別表1)
	13	在学証明書 <u>(後日提出)</u>	<u>令和8年4月1日以降</u> に発行される在学証明書を令和8年4月24日（金）までに提出

別表 1

別生計連帯保証人の収入に関する証明書類（該当する書類を提出）
（①～⑧の対象となる年収は、令和6年1月から令和6年12月分です。）

収入状況		提出書類
①確定申告又は市民税・県民税申告をしている		確定申告書（控）又は市町村民税・道府県民税申告書（控）の写し（令和7年2月～3月に行ったもの） 確定申告書（控）に税務署等の受付印がない場合は、所得証明書又は課税証明書（申込時点で発行できる直近の年の分）も添付してください。（確定申告書＋所得証明書等の2点を用意。）
①に記載有の場合不要	②給与を受けている	源泉徴収票（勤務先から令和6年12月～令和7年1月に交付） 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。（写し可）
	③年金を受給中（遺族年金を含む）	年金振込通知書又は年金額改定通知書の写し（日本年金機構等より交付）
④傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書の写し（日本年金機構等より交付）
⑤雇用保険基本手当（失業給付）を受給中		雇用保険受給資格者証の写し（ハローワークより交付）
⑥生活保護を受けている		保護決定（変更）通知書の写し（北上市福祉部地域福祉課より交付） ※生活保護適用証明書は不可で、必ず保護受給額が記載された証明書が必要です。
⑦祖父母、その他親戚等からの援助金（養育費、慰謝料等を含む）で生活している		援助金の年額の証明（様式自由：援助者から）
⑧収入が無く、預貯金で生活している		生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月分程度の記帳の部分）のコピー
⑨①～⑧の場合であっても、諸事情により前年に比べ年収が著しく増減することが見込まれる場合		令和7年中の収入を推算できる書類【例】 1 新勤務先の労働条件通知書又は3か月分以上の給与明細の写し 2 帳簿等の写し（年収、所得を推算し、余白に計算式を記入してください。） 3 その他、令和7年中の収入を推算できる書類

【注1】 ③～⑨の場合や65歳以上の場合は、巻末の返還保証書の添付が必要です。

【注2】 ①②に該当していても資力が確認できない場合は、返還保証書を提出していただく場合があります。

返還について

1 どのくらい返還するのか（返還例）

北上市奨学金は無利子です。

返還については、貸与が終了した月の翌月から15年以内に、貸与総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかで返還していただきます。なお、繰上げ返還することもできます。

また、条件に応じて返還額が減額になる減免制度もあります（詳細は9ページ～）。

返還例 1

大学4年間に月5万円貸与を受け（総額240万円）、
月々2万円ずつ10年間で返還

返還例 2

大学4年間に月5万円貸与を受け（総額240万円）、
半年毎に10万円ずつ12年間で返還



2 返還についての留意点

- (1) 奨学金の返還は無利子ですが、返還計画に基づく返還を滞納した場合は、民法の規定による遅延損害金を徴収します。
- (2) 奨学生が返還できなくなった場合は、連帯保証人が奨学生の代わりに返還義務を負うことをご理解ください。奨学生が進学したときや病気、負傷その他やむを得ない事情がある場合、申請により返還を猶予できる制度もありますのでご相談ください。

3 返還猶予

奨学生が、次のいずれかに該当する場合、申請により奨学金の返還を猶予することができます。

- (1) 上級の学校に進学した場合
- (2) 病気、負傷その他やむを得ない事情がある場合
- (3) 地元定住支援奨学金返還減免制度を受けようとする場合

返還減免について

1 返還減免について

奨学生が、(1)から(4)のいずれかに該当する場合、申請により奨学金返還金を減免することができます。

- (1) 奨学生本人が亡くなった場合
- (2) 奨学生本人が病気、負傷その他やむを得ない理由により返還が困難な場合
- (3) **地元定住支援奨学金返還減免制度**を利用する場合 ※詳細は10ページ
(次のアからウのいずれにも該当)
 - ア 1年以上北上市に住んでいて、市内外問わず、就業していること
 - イ 直近の所得が基準を超えること
 - ※ 産前・産後休業、育児休業取得者はこの限りではありません。
 - ウ 市税及び奨学金返還金を滞納していないこと
- (4) **保育士等奨学金返還金減免制度**を利用する場合 ※詳細は11ページ
(次のアからエいずれにも該当) ※減免期間は最長5年間です
 - ア 市内の私立認可保育所等（保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していること
 - イ アの雇用期間が無期限または1年以上であること
 - ウ 保育士、看護師、準看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格があること
 - エ 住所地の市区町村税及び奨学金返還金を滞納していないこと

減免制度は令和7年7月現在の内容です。今後、社会情勢等を踏まえ、変更または廃止する場合があります。



2 北上市で暮らす・働く若者を応援！地元定住支援奨学金返還減免制度について

北上市に1年以上居住し、市内外問わず就労されている方に市奨学金の返還を支援します。

(1) 対象となる方

対象者は次のア～ウをすべて満たす方です。

ア 市内に1年以上居住していて市内外問わず就労している

イ 前年（確認できない場合は前々年）の所得金額が45万円以上

※新卒の場合、イの要件を満たすために猶予申請することが可能です

ウ 北上市奨学金の貸与を受け、市税及び市奨学金を滞納していないこと

(2) 減免額

年間の返還額の1/2（年間減免限度額：貸与総額の1/20）

(3) 減免対象期間

市内居住の間 ※申請手続きは毎年度必要です

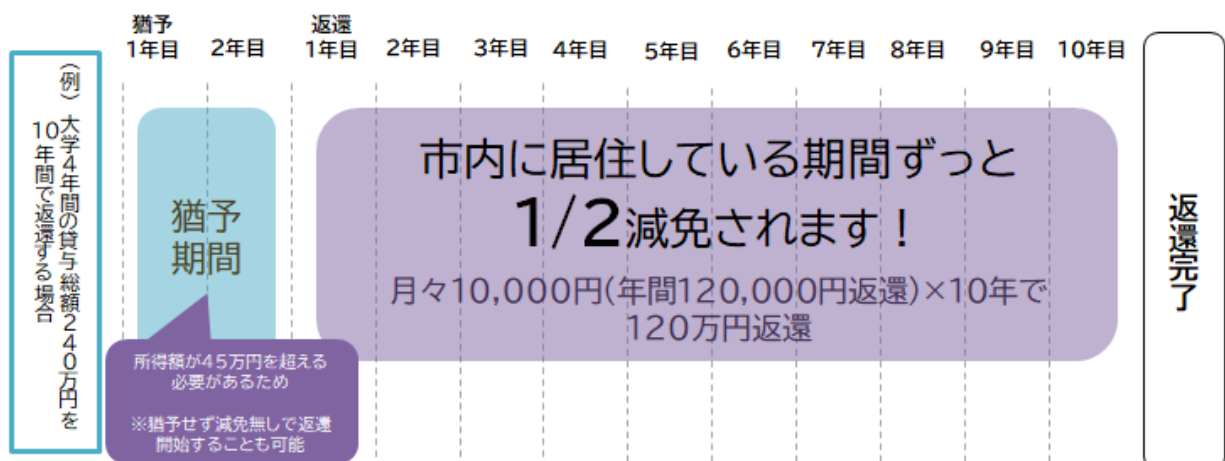
(4) 減免例

大学4年間で総額240万円の貸与を受けた人の場合
最大で120万円減免されます

年間の返還額を
240,000 円（月々20,000
円）とすると
減免される金額(1/2)は
➡120,000 円



年間減免限度額も120,000 円
（貸与総額 240 万円の1/20）のため、最大額の減免となります



3 市で働く保育士（私立認可保育所等）を応援！保育士等奨学金返還金減免制度について

北上市の私立認可保育所等に勤務されている方の市奨学金の返還を支援します。（居住は市内外問いません）

(1) 対象となる方

対象者は次のア～エをすべて満たす方です

- ア 市内の私立認可保育所等（保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）に1日6時間以上かつ月20日以上勤務
- イ アの雇用期間が無期限または1年以上
- ウ 保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格がある
- エ 住所地の市区町村税及び奨学金返還金を滞納していない

(2) 減免額

年間の返還額の2/3（年間減免限度額：貸与総額の1/15）

(3) 減免対象期間

最長5年間 ※申請手続きは毎年度必要です

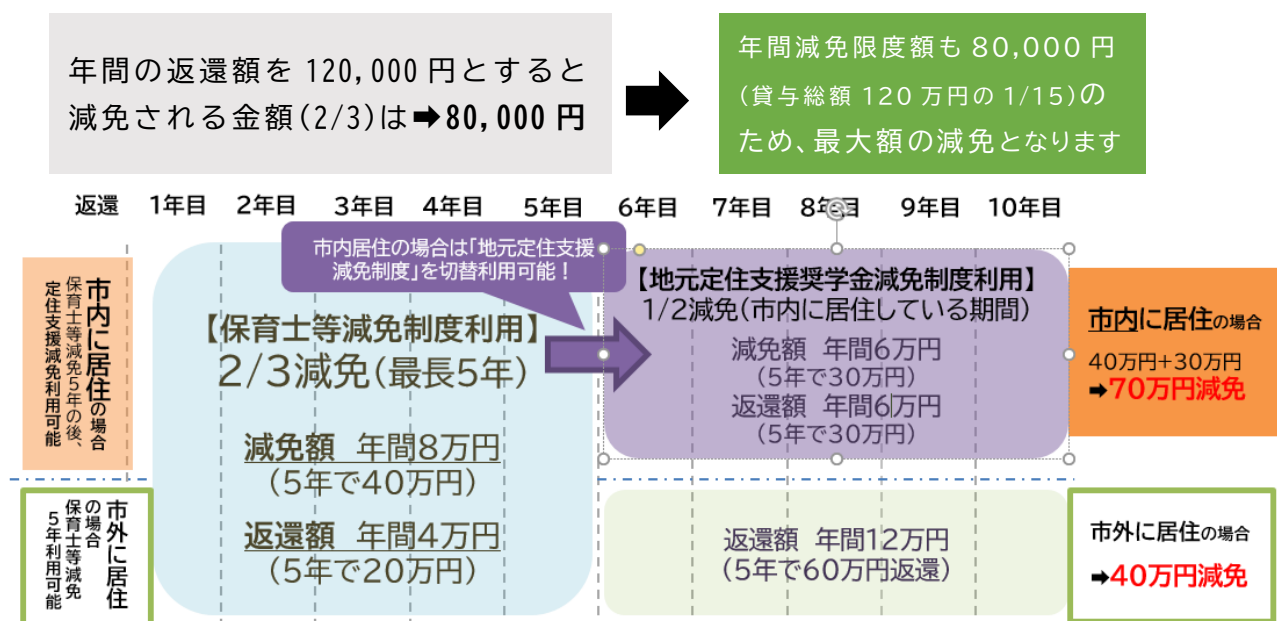
(4) その他

保育士等減免期間終了後に、市内に居住している場合は、2の地元定住支援奨学金減免制度を利用可能です

(5) 減免例

短期大学2年間で総額120万円の貸与を受けて市内居住した場合

最大で70万円減免されます（保育士等減免分：40万円、定住支援分：30万円）



北上市奨学生選考基準

この基準は、北上市奨学金貸与条例（平成 3 年北上市条例第69号。以下「条例」）の規定により、奨学生を選考し、決定するにあたり、条例第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる要件の基準について、定めるものとする。

1 家計基準（条例第 2 条第 3 号関係）

申請者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という）2 名以内の 1 年間の課税標準税額の合計額から控除額を差し引いた額が、次の基準額以下であること。

[基準額]

381,500円 $\geq$ （生計維持者 2 名以内の課税標準税額合計金額） $\times$ 6 % $-$ （市民税調整控除額） $-$ （多子控除※ 1） $-$ （ひとり親控除※ 2） $-$ （私立自宅外控除※ 3）

※ 1 生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000円を控除

（例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の 3 人を扶養している場合の控除額は（3 $-$ 2）人 $\times$ 40,000円 = 40,000円

※ 2 ひとり親（現に婚姻していない人または配偶者の生死が明らかでない人で、生計を同一にする子を有する人）世帯に該当する場合に 40,000円を控除

※ 3 私立の大学等または高校等に在籍し、自宅外通学の場合に 22,000円を控除

2 学力基準（条例第 2 条第 4 号関係）

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という）の第 1 学年に在学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定平均値が 5 段階法による評定で 3.5 以上であること。

- (2) 高等学校等の第 2 学年以上に在学する者

申込時に在学する学年の前 2 か年（2 か年未満の場合には、申込時まで）の高等学校における学習成績の評定平均値が 5 段階法による評定で 3.0 以上であること。

- (3) 大学・短期大学・専修学校専門課程（以下「大学等」という）の 1 年次に在学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終 2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5 以上の者又は国の行う大学入学資格検定に合格した者

- (4) 大学等の2年次以上に在学する者（大学院を含む。）
申込時までの大学等の学習成績の評定平均値が、5段階法による評定で3.0以上であること。
- (5) (1) から(4) までに掲げるもののほか、奨学生推薦書により、特に人物が優れた者で、奨学金を貸与することによって優れた学業成績を修める見込みがある者、又は特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる者。

※ 履修科目の評定が5段階法によらない場合は、5段階換算する。

平成27年3月31日施行。

令和5年12月27日改正。